

『 特別支援学校教諭2種免許状の新規取得 』

【 前提 】

所要資格として、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。

【 取得要件 】

特別支援学校教諭2種免許状を取得するには、上記の所要資格となる各免許状を取得後に、以下の2つの要件を充たす必要があります。

1. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、又は特別支援学校の教員として
3年以上の勤務経験を有すること。
※「教員」＝「教諭又は常勤の講師」
2. 特別支援教育に関する科目6単位以上を、認定講習、大学の通信教育等において修得すること。
→必要単位の詳細は以下のとおり。

○「 視覚障害者 」に関する教育領域について取得する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第1欄 (1単位)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	各領域共通(2種用) : 1単位
	第2欄 (3単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育領域(2種用) : 1単位
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育領域(2種用) : 1単位
		視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育領域のうち任意の科目(2種用) : 1単位	
第3欄 (2単位)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（心理等科目の内容と教育課程等科目の内容を含む）	各領域共通(2種用) : 2単位 →免許状に定める領域以外の全領域を含め、重複・LD等領域を中心とした内容	

○「聴覚障害者」に関する教育領域について取得する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数	関係領域
	第1欄 (1単位)	特別支援教育の基礎 理論に関する科目 各領域共通(2種用) : 1単位
	第2欄 (3単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 聴覚障害者に関する教育領域(2種用) : 1単位
	第2欄 (3単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 聴覚障害者に関する教育領域(2種用) : 1単位
		視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育領域のうち任意の科目(2種用) : 1単位
	第3欄 (2単位)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(心理等科目の内容と教育課程等科目の内容を含む) 各領域共通(2種用) : 2単位 →免許状に定める領域以外の全領域を含め、重複・LD等領域を中心とした内容

○「知的障害者」に関する教育領域について取得する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数	関係領域
	第1欄 (1単位)	特別支援教育の基礎 理論に関する科目 各領域共通(2種用) : 1単位
	第2欄 (3単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 知的障害者に関する教育領域(2種用) : 1単位 →ただし、1単位中に、左記の2科目(心理等に関する科目、教育課程等に関する科目)の両方の内容を含むこと + 視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育領域のうち任意の科目(2種用) : 2単位
	第3欄 (2単位)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(心理等科目の内容と教育課程等科目の内容を含む) 各領域共通(2種用) : 2単位 →免許状に定める領域以外の全領域を含め、重複・LD等領域を中心とした内容

○「肢体不自由者」に関する教育領域について取得する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第1欄 (1単位)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	各領域共通(2種用)：1単位
	第2欄 (3単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者に関する教育領域(2種用)：1単位 →ただし、1単位中に、左記の2科目 (心理等に関する科目、教育課程等に関する科目)の両方の内容を含むこと
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	+ 視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育領域のうち任意の科目(2種用)：2単位
第3欄 (2単位)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(心理等科目の内容と教育課程等科目の内容を含む)	各領域共通(2種用)：2単位 →免許状に定める領域以外の全領域を含め、重複・LD等領域を中心とした内容	

○「病弱者」に関する教育領域について取得する場合○

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第1欄 (1単位)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	各領域共通(2種用)：1単位
	第2欄 (3単位)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者に関する教育領域(2種用)：1単位 →ただし、1単位中に、左記の2科目 (心理等に関する科目、教育課程等に関する科目)の両方の内容を含むこと
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	+ 視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育領域のうち任意の科目(2種用)：2単位
第3欄 (2単位)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(心理等科目の内容と教育課程等科目の内容を含む)	各領域共通(2種用)：2単位 →免許状に定める領域以外の全領域を含め、重複・LD等領域を中心とした内容	